

令和5年第9回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員 (13人) 農地利用最適化推進委員 (7人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

8番 佐藤 恒志 9番 町田 考子 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男

増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (1人) 11番 新井 正志

農地利用最適化推進委員 (1人) 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 戸田 恭平

荻野 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第22号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (2件)

日程第3 議案第23号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (3件)

日程第4 議案第24号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画（案）について （1件）

報 告

(1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通
知について （1件）

(2) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年4月申請分について （7件）

そ の 他

<p>事務局長</p>	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので令和5年第9回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農業委員の11番 新井正志さんより欠席の連絡をいただいています。また、農地利用最適化推進委員の千島政次さんも欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>こんにちは。お忙しいところ大変ご苦勞様です。この間、私は大変驚きました。私の家が火事だというような騒ぎでした。〇〇〇〇から〇〇〇mの距離にあります。丁度同じ距離で、私の家は南ですが、東ということでした。</p> <p>私はたまたま車で川本町を走っていました。火を燃やした覚えはないし、家が火事ではどうにもならないと思っていました。この間、〇〇の手押し信号の所のお婆さんが亡くなりまして、息子さんが来て片付けをしていました。丁度〇〇〇mの距離です。電気等の関係から火事になったのかなと思いました。私は〇〇もしていますので気になりましたが、誤報だったので良かったです。皆さん、大変お騒がせしました。</p> <p>話を聞きましたら、12日に消防の点検があるので、消防車両が20台くらい集まったそうです。練習をしているので早かったそうです。集まってぐるぐる回っていたそうです。〇〇の方で畑で火を燃やしていて、たまたま通った人が通報したのだと思います。私もそうですが、皆さんも畑の片付けをしたいと思います。通報されないように気を付けながら行いましょう。</p> <p>皆さんの所にも届いているかもしれませんが、私の所に太陽光発電をやりませんか。という案内が〇〇の会社から届きました。届いた方はいらっしゃいますか。</p>
<p>13番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>13番委員さんですね。小鹿野29と番号がありますので、私が29番目だと思います。13番委員さんは27か28だと思います。全国農地ナビというサイトより太陽光発電設備に適した土地を探したことが表記されています。私の所はジャガイモを作ってきれいにし、そのあと白菜を作っていますが、航空写真で見た時に丁度きれいになっていて、</p>

<p>事務局長</p>	<p>日当たりも良いので太陽光発電設備に適しているということで案内を送ってきたのだと思います。内容を見ますと〇〇〇〇が主で会社は〇〇〇の資本があるようです。〇〇〇さんや〇〇さんという業者だけではなく、他からも案内が送られてきますので、太陽光の案件が出てくる可能性もあります。</p> <p>本日は何件か案件があります。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となつていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は12番守屋善雄委員さん、13番 田嶋敏男委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第2 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年10月25日 小鹿野町農業委員会 会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目が登記上は田となっておりますが、現況は畑となります。面積 〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人：〇〇 〇〇〇〇 事由：当該地を譲り受けて野菜(ジャガイモ、トマトなど)や果樹(ブルーベリーなど)を栽培したい。所有権の移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図(写)の1ページ目をご覧ください。</p> <p>こちらは、国道〇〇〇号線沿いの〇〇〇の西側にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から北側に〇〇mの所に位置しています。</p> <p>続きまして、番号2の説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 事由：当該地を譲り受けて野菜(ジャガイモ、ナス、大豆など)を栽培し</p>

推進委員	
事務局	名前については確認します。気を付けます。
議 長	増島推進委員さんは〇〇なのでよく知ってしまして間違いは無いそうです。〇〇さんはつる首かぼちやを導入していただきました。〇〇さんは〇〇〇〇さんと読むそうです。よろしく願いいたします。 他にございますか。
7 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
7 番委員	読み方が違うだけで漢字は大丈夫ですか。
議 長	漢字は大丈夫ですね。
増島敏雄 推進委員	漢字は大丈夫です。読み方が違います。
議 長	他にございますか。 (質疑無し)
議 長	御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手でお願いしたいと思います。 日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について(2件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議 長	続きまして、日程第3 議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(3件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年10月25日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸

番号1 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇, 〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇〇 〇〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 事由：当該地に工事車両やクレーンを設置し、携帯電話アンテナ基地局の改修工事をしたいため。一時転用となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図（写）の3ページ目をご覧ください。

こちらは、〇〇〇にあります〇〇〇より南方面に〇〇〇mほど進んだ東側に位置しています。

続きまして、番号2の説明をさせていただきます。

番号2 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇 〇〇〇〇 事由：昭和23年から農家住宅として使用していたが、その後、増築などを繰り返し、現在の違反転用状態になってしまった。是正をするため申請をした。所有権移転で追認となっています。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図（写）の4ページ目をご覧ください。

こちらは、〇〇と〇〇を結びます〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に進みます。橋を渡りきってから〇〇〇mほど進んだ南側に町道がありますので進入します。更に〇〇〇mほど進んだ北側に位置しています。

続きまして、番号3の説明をさせていただきます。

番号3 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇㎡ 合計面積 〇〇〇㎡ 地目は2筆とも畑です。申請人 譲渡人：〇〇〇 〇〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇 事由：町営団地の駐車場が入居者に対して不足しているため、新たに駐車場を造成したいため申請をした。

こちらは、令和5年3月14日に農振除外が完了しています。賃借権となっています。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図（写）の5ページ目をご覧ください。

こちらは、国道〇〇〇号線の〇〇〇〇〇〇〇に交差点がありまして、北に進みます。〇〇〇mほど進んだ南側に位置しています。

	事務局からの説明は以上となります。
議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
1 3 番委員	<p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>番号1については、公図を見ると赤いしるしの所が畑の真ん中に見えます。〇〇〇〇-〇の真ん中を道路が通っていて、赤いしるしの所は道路に面しています。特に問題は無いと思います。</p> <p>番号2については、公図の方で真ん中にある〇〇〇が宅地になっていて、事由の通り増築を繰り返して宅地の範囲から広がっており、周りにある〇〇〇にも建物がはみ出しているという状況です。追認ということで問題は無いと思います。</p> <p>番号3については、住宅の道反対になります。場所的にも丁度良い所だと思います。他の点につきましても問題は無いと思います。</p>
議 長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
3 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
3 番委員	番号2の〇〇さんの件ですが、昭和23年頃から使用しているということで、所有権移転で追認になっていますが、所有権移転をした日には分かれますか。
事務局	〇〇さんから〇〇さんに所有権を移転した日ということですか。
3 番委員	はい。
事務局	説明をさせていただきます。現在所有しているのは〇〇〇〇さんです。登記の名前になっているのが〇〇〇〇さんなので、まだ〇〇さんの名義になっているわけではありません。賃借権のような形になっているようですが、〇〇〇〇さんはその土地が要らないので、実際にそこに住んでいる〇〇さんに譲り渡したいということで申請があったものです。

3番委員	これから所有権移転をするということですね。
事務局	おっしゃる通りです。
3番委員	はい、分かりました。
議長	他にございますか。 (質疑無し)
議長	御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員さんの挙手をお願いしたいと思います。 日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について(3件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。 (全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	続きまして、日程第4 議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、説明をさせていただきます。 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について審議されたい。令和5年10月25日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸 番号1 ○○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○, ○○ ○㎡ 申請人 利用権設定を受ける者:○○○ ○○○○ 利用権設定 をする者:公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹 事由:農 地中間管理事業を通じて賃借を行うため。利用権設定となっています。 こちらにつきましては、先月の議案で○○○○○○○○さんが借りる という形で審議をしていただいたものになりますが、正式に賃借が始ま る前に○○○○○○○○さんが借りるのを取り止めて○○さんという方 が新たに借りるという申請になりますので、議案に挙げさせていただきました。

<p>議 長</p>	<p>説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認は行っていませんが、御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
<p>議 長</p>	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(1件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について(1件)</p> <p>(2) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年4月申請分について (7件)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 農地法第18条第6項の規定による通知があったものについて説明をさせていただきます。</p> <p>こちらは、先月8番委員さんから指摘がありました。一度農地中間管理事業を止めて取り下げていることの報告になります。報告が必要ということでしたので月遅れになってしまいましたが挙げさせていただきます。場所は先月と同じですが、説明をさせていただきます。</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○, ○○ ○㎡ ○○○○の○○○○さんが埼玉県農林公社に貸し出していたものになります。合意解約になります。</p> <p>続きまして、報告2になります。</p> <p>こちらは、6ヶ月後の確認ということで、令和5年4月に審議してい</p>

議 長	<p>建築したいという申請になります。</p> <p>6ヶ月後の確認についての説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。報告の（1）については、先月8番委員さんに指摘していただいた案件です。ありがとうございました。</p> <p>現地確認をしていただいていますので報告をお願いいたします。</p>
入澤節子 推進委員	<p>現地確認の報告をいたします。先日20日に農業委員の田嶋さんと事務局の2人と私の4人で行って来ました。</p> <p>報告2の第4条の〇〇さんの案件ですが、着工中でだいぶ出来ていました。</p> <p>第5条の番号1 〇〇の〇〇さんの案件ですが、着工中でだいぶ出来ていました。</p> <p>番号2の太陽光発電の案件ですが、着工済みです。草もあまり生えていなくてとてもきれいでした。</p> <p>番号3 〇〇〇の〇〇さんの案件ですが、着工中でだいぶ出来ていました。特に問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。ありがとうございました。</p>
強矢福司 推進委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
強矢福司 推進委員	<p>議案第8号の第3条の件ですが、報告がありませんが耕作をしているか確認をしないと良くないと思います。耕作をしていない場合は指導をするような案件だと思います。やはり省かないで報告をしてほしいという要望です。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。今までは慣例的に3条申請の6ヶ月後の確認はしていなかったのですが、来月以降は、3条申請に関しましても6ヶ月後の確認をして参りたいと思います。</p>
議 長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局よりお願いいたします。</p>

事務局	<p>利用状況調査に関しまして、本日までを目安に皆さんに調査を依頼していただきました。ありがとうございました。それに伴いまして、事務局も同行して毎年調査を行っていただきました。本日利用状況調査日程表をお配りしました。事務局が同行出来る日に○印を入れさせていただきました。委員さんの都合の良い日をご連絡ください。現時点で21日と29日は予約が入りました。この日しか出来ないという方がいらっしゃいましたらご連絡ください。調整をさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>一日に1人ということですか。</p>
事務局	<p>基本的には午後いっぱいかかると聞いていますので一日一組とさせていただきます。午前中だけで大丈夫という方がいらっしゃいましたら、その辺も踏まえて伝えていただければ助かります。</p>
議長	<p>21日と29日があいているのですか。</p>
事務局	<p>21日と29日は入っています。</p>
議長	<p>21日と29日は入っているそうですので、そのあとは事務局で連絡を取ってください。それで良いですね。</p>
事務局	<p>はい、大丈夫です。</p>
黒澤忠弘 推進委員	<p>12月も日程表が出ますか。</p>
事務局	<p>12月も日程表を出す予定ですが、この後の予定も結構詰まっています。データへの反映や利用意向の調査というのもしなければいけませんので、12月中旬くらいまでにお願ひ出来ればと考えています。12月の日程表は来月の総会でお渡ししたいと思っています。</p>
議長	<p>よほどのことが無い限り11月中にお願ひ出来ればと思います。よろしく願ひいたします。他に事務局からありますか。</p>
事務局	<p>(無し)</p>

議 長	皆さんの方から何かございますか。
4 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
4 番委員	総会を行っているとうまく思います。太陽光パネルの案件が多くなっています。以前に研修会を行ったのかもしれませんが、業者と一緒に私が意見出来るような研修の場を設けていただけないでしょうか。
議 長	それはどういうことでしょうか。もう少し説明をしていただきたいです。
4 番委員	太陽光のことを私は全然分からないので、太陽光について勉強をしたいです。勉強会のようなことが今後必要ではないかと思います。農業委員会の組織で出来ないかと思っています。
議 長	私の方から言っては失礼ですが、太陽光の研修会を農業委員会の組織で行うということですが、その農地を何とかしないようにというのは、業者が設置している中、今の段階で農業委員会で研修会をして意見をするのはいかがでしょうか。
4 番委員	あまり必要ではないということですか。農地がどんどん太陽光になってしまいます。
議 長	研修会を行ったとしても太陽光を止めることにはならないような気がします。他に皆さんからご意見があればですが。
事務局	転用についての研修会を行うということですか。
4 番委員	転用についてでも良いです。
議 長	業者を交えてと言っているので太陽光の研修ですね。
4 番委員	太陽光のことが全く分からないので、太陽光を造って、その後どのよ

議 長	<p>うな状態になるのか、ゴミになってしまうのではないかという不安があります。ゴミにならないのかというのを知りたいです。</p> <p>大変失礼ですが、政府の方でソーラーパネルを自動車もそうですし、新しく家を建てて屋根に設置した場合はいくらか補助金を出します。という措置をしています。太陽光を農地に造るか屋根に設置するかの違いで考え方としては、どちらに造ろうと同じだと思います。</p>
4 番委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>皆さんからご意見があればですが、小鹿野町の農業委員会で業者を招集してということは無いと思います。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>(無し)</p>
議 長	<p>皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第9回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>